

# 下山小学校いじめ防止基本方針（令和7年4月改定）

安芸市立下山小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるのみならず、場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という意識をもち、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければならない。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」として捉え、いじめの解決を目指し、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を存分に発揮できる学校づくりを進めなければならない。

そこで、下山小学校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、国の「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）国及び高知県・安芸市の「いじめ防止基本方針」を受け、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「安芸市立下山小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）を改定した。

## 1 下山小学校いじめ防止基本方針がめざすこと

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校いじめ基本方針）

第13条 学校が、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

下山小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）の規定に基づき、下山小学校における「いじめを防ぎ早期に見つけて解決するために大切にしたいこと」をまとめたものである。

## 2 いじめとは（定義）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通して行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1つ1つの言動が「いじめ」に当たるか否かの判断は、形式的・表面的に捉えるのではなく、いじめられた児童の立場に立ち考えることが必要である。この際に、いじめには、様々な形があることを念頭に置き、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」の捉え間違いがないように留意しなくてはならない。例えば、本人が嫌な思いをしていても「いじめられていない」と言ったりする場合もよくあるため、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、「物理的な影響」とは、身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所でつらい思いをしている児童がいる場合もあるため、児童の背景にある事情の調査を「学校いじめ対策組織」で行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合でも、全てに厳しい指導をしなくてはならないとは限らない。例えば、好意で行ったことが相手の児童にとっては苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐに加害者が謝罪し、教職員が介入しなくても、児童同士で解決し良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応を行うことができる。ただし、こういった場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、起こった事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有することは必要となる。

## 3 いじめ防止等のための組織

法第22条により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策組織」を以下の通り置くものとする。学校いじめ対策組織は本校教職員を中心に構成し、情報共有と支援のあり方について協議する。

### （1）組織の役割

- ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ②日頃から警察との情報共有を行う体制の構築
- ③いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ④いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑥いじめられた児童に対する支援・いじめた児童に対する指導の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- ⑦学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ⑧学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画・

## 実施

⑨学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

⑩いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートを用いて取組の検証を行う。

### (2) 組織メンバー

構成する教職員は、管理職、生徒指導担当（人権教育主任）、当該学年教員、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、学校運営協議会長等とする。

### (3) 組織運営上の留意点

組織を実際に機能させる際には、適切に外部専門家（スクールカウンセラー等）の助言を得ながら機動的に運用できるようにする。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて専門家（スクールカウンセラー等）を加える等の対応をする。

## 4 重大事態への対応

### 学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂 文部科学省）を参考として、適切に対処しなければならない。

#### ① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による調査)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

## エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

## カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

## ② 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

### いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

## 5 いじめ防止等のために学校が行うこと

「いじめをさせない」・「いじめに気づく」取組を行い、いじめが発生した際は「いじめ対応に当たる」

### (1) いじめをさせない

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、「いじめをさせない」取組として、児童が主体的にいじめ問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組む。

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童に大きな傷を残すものであり決して許されないこと。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることや、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- 児童同士がつながる、児童と地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組により、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整える。そして、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きか

けていく。児童に対して、いじめに気づいたら、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるとともに、いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで、友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいかを指導していく。

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童の理解の推進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童の心身の発達段階に応じた教育又は、啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保に努める。
- 被災した児童（以下、「被災児童」という）については、被災した児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分理解し、その児童に対する心のケアを適切に行う。

## (2) いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確に関りを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。学校いじめ防止基本方針において、ICTの活用を含めたアンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

児童からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応する。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から、確認された事実を伝え、指導・援助方針について丁寧に説明する。

## (3) いじめに対応する

法第23条第1項において、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定、いじめられた児童、いじめを知らせてくれた児童を徹底して守り、いじめた児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。いじめた児童の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

☆いじめが解消している状態とは…単に謝罪もって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件を満たす必要がある。

○ いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

○ いじめられた児童が心身の苦痛をかんじていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断する時点において、いじめられた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた子どもを守り通し、その安全・安心を確保する責任が学校にはある。学校いじめ防止委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめられた子どもの支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行していく。また、必要に応じ、いじめられた子どもの心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

## 6 PTAや地域の関係団体等との連携

### (1) PTAや地域の関係団体との連携促進

いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業所に関する広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

### (2) 地域とともにある学校

学校と保護者・地域住民が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、学校運営協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。（5月、2月）

### (3) 地域・保護者との連携

地域の行事に参加するとともに地域の人材を活用し、地域の一員であるという自覚と地域に見守られているという安心感を児童に育む。このことによって、児童の連帯感を育て暖かな学校づくりを推進する。

### (4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

○いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決することがないようにする。

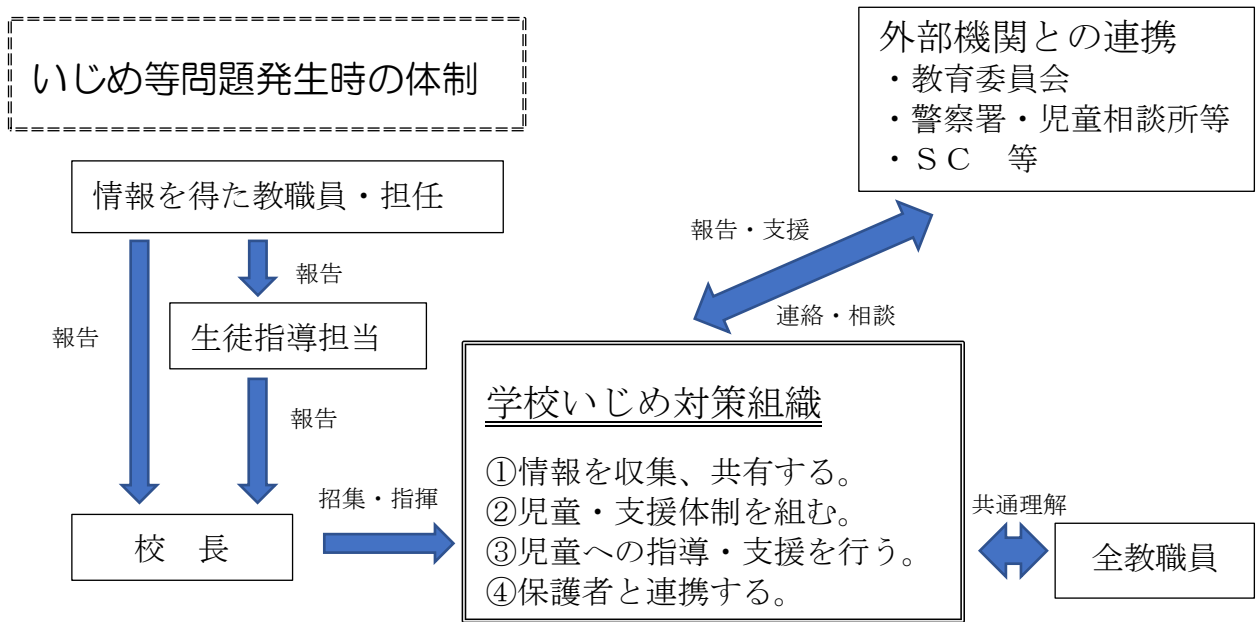
○児童や保護者に対して、学校や家庭にはなかなか話すことができないときには、各関係機関のいじめ相談窓口の利用可能なことを周知する。



7 いじめ防止年間計画

	学校いじめ対策組織の取組	いじめ防止に関連する主な教育活動
4月	○基本方針の共通理解、児童理解（組織職員会） ○特別支援教育・児童理解（組織職員会） ○きもちメータの確認（日常的）	・学級開き ・スタートカリキュラム1年 ・家庭訪問（希望者） ・参観日・PTA総会・学級懇談
5月	○基本方針説明（学校運営協議会）	・遠足・お楽しみ時間 ・学校運営協議会
6月	○学校生活アンケート実施・分析	・参観日・学級懇談 ・お楽しみ時間
7月	○校内研修（いじめ・児童生徒理解）	・学期末面談 ・がんばったこと発表会 お楽しみ会
8月	○校内研修（不登校）	
9月		・参観日・作品展・愛校作業 ・お楽しみ時間 ・学校運営協議会
10月		・運動会 ・修学旅行 ・お楽しみ時間
11月	○学校生活アンケート実施・分析	・お楽しみ時間
12月		・がんばったこと発表会 お楽しみ会 ・ハッピースマイル運動
1月		・ふれあいまつり 学習発表会 ・お楽しみ時間
2月	○報告・評価・協議（学校運営協議会） ○基本方針の見直し・修正	・お別れ遠足 ・お楽しみ時間 ・学校運営協議会
3月		・がんばったこと発表会 お楽しみ会

8 いじめ等問題発生時の体制



## 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト（教職員用）

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通確認し、組織的に実行できているかをふり返し、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている 3…おおむねできている 2…あまりできていない 1…できていない

### 1 いじめの防止のための取組

項 目		チェック			
学校づくり・授業づくり	児童生徒が規則正しい環境で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての児童生徒が参加できる授業づくりに努めている	4	3	2	1
	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	児童生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
	生徒指導の視点を大切にされた授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4	3	2	1
	児童生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4	3	2	1
	教師の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている。	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

### 2 いじめの早期発見、早期対応等

項 目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートなどを活用し、児童生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、「学校いじめ対策組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	児童生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
	いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めているか	4	3	2	1
いじめの対応等	いじめた児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導したうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

### 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項 目		チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4	3	2	1
児童生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取りするよう努めている		4	3	2	1
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4	3	2	1